

# 一般社団法人ME-BYOグローバル戦略センター一定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人ME-BYOグローバル戦略センターと称し、英文では、  
General Incorporated Association Global Strategy Center for ME-BYOと表記する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を神奈川県川崎市に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当法人は、国、地方自治体、国際機関、学術研究機関等及び企業等と連携し、日本  
国と世界各国の未病産業を始めとしたヘルスケア産業を発展させ、もって日本国内へ  
の産業集積と日本国企業の海外展開を促進することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 国際機関等と連携した未病・ヘルスケア産業等に関する調査・研究等の推進
- (2) 未病・ヘルスケア産業等に関する調査・研究等の推進
- (3) 未病・ヘルスケア産業等関連企業の海外展開支援、海外企業の国内進出支援
- (4) 未病・ヘルスケア産業等に関する人材育成及び関係機関の交流の場の提供
- (5) 未病・ヘルスケア産業等に関する情報の収集・提供及び普及啓発
- (6) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 社員等

(法人の構成員)

第5条 当法人に次の会員を置き、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する  
法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同する個人又は団体
- (2) 賛助会員 当法人の目的に賛同し、その事業を賛助する個人又は団体
- (3) 特別会員 その他当法人の目的に賛同し、理事会が特に認めた個人又は団体

(入会)

第6条 当法人の会員になろうとする者は、理事会において別に定める入会届により申込み  
をし、理事会の承認を受けなければならない。

(会費の負担)

第7条 会員は、当法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会費として社員総  
会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は、退会の理由を付した退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) 法令又は本定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条に定める会費の納入が継続して1年以上なされなかったとき。
- (2) 全ての社員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

## 第4章 総会

(構成)

第11条 総会は、全ての社員をもって構成する。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又は本定款で定められた事項

(種類)

第13条 当法人の総会は、定時総会及び臨時総会とする。定時総会は、毎事業年度終了後3カ月以内に1回開催するほか、臨時総会は必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。ただし、全ての社員の同意がある場合には、その招集手続きを省略することができる。

- 2 総社員の5分の1以上の求めがあった場合は、代表理事は、総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するには、代表理事は総会の日の1週間前までに、社員に対して必要事項を記載した書面又は電磁的方法によって通知する。ただし、総会に出席しない社員が書面又は電磁的方法によって議決権行使することができることを定める場合には2週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第15条 総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故等による支障があるときは、その総会において、出席した社員の中から議長を選出する。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、出席した社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
  - (1) 第9条に定める会員の除名
  - (2) 監事の解任
  - (3) 定款の変更
  - (4) 解散
  - (5) その他法令で定められた事項
- 3 総会に出席することができない社員は、他の社員を代理人として議決権の行使を委任し、又はあらかじめ通知された事項について、書面若しくは電磁的方法をもって議決権行使することができる。

(議事録)

第18条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。
- 3 第1項の規定により作成した議事録は、主たる事務所に10年間備え置かなければならない。

## 第5章 役員

(役員の設置等)

第19条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上
  - (2) 監事 1名以上
- 2 理事のうち、1名を代表理事、1名を副代表理事とする。

(役員の選任)

第20条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族（その他当該理事と政令で定める特別の関係がある者を含む。）である理事の合計数が理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は、理事会を構成し、法令及び本定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 代表理事は、法令及び本定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、副代表理事がその職務を執行する。

(監事の職務及び権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査するとともに、当法人の会計を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業及び会計の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、前2項の規定による監査及び調査の結果、当法人の業務又は財産に関し、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告しなければならない。

(役員の任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第19条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第24条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第25条 理事及び監事は、無報酬とする。

- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の決議により別に定める。

#### (責任の一部免除又は限定)

第26条 当法人は、理事又は監事の一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令の定める要件を満たす場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令で定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 当法人は、理事（業務執行理事又は当該法人の使用人でないものに限る。）、監事との間で、前項の賠償責任について、法令の定める要件を満たす場合には、賠償責任を限定する旨の契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金1万円以上で当法人があらかじめ定めた額と法令で定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

### 第6章 理事会

#### (構成)

第27条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

#### (権限)

第28条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事、副代表理事の選定及び解職
- (4) その他理事会で決議するものとして法令又は本定款で定められた事項

#### (開催)

第29条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種とする。なお、理事会は理事総数の過半数の出席がなければ開会することはできない。

- 2 通常理事会は、毎年2回開催する。
- 3 臨時理事会は、次の場合に開催する。
  - (1) 代表理事が必要と認めたとき。
  - (2) 代表理事以外の理事から、理事会の決議の目的である事項及び招集の理由を示して招集の請求があったとき。

#### (招集)

第30条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、理事会で定められた順序に従って理事が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集するには、代表理事は理事会の日の1週間前までに、理事に対して必要事項を記載した書面又は電磁的方法をもって通知する。

#### (議長)

第31条 理事会の議長は、代表理事（前条第2項の規定により代表理事以外の理事が理事会を招集したときは、当該招集した理事）がこれに当たる。

(決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。ただし、議事録が電磁的記録をもって作成されている場合における当該電磁的記録に記録された事項については、電子署名等による方法により署名又は記名押印に代える。

3 第1項の規定により作成した議事録は、主たる事務所に10年間備え置かなければならない。

## 第7章 基金

(基金の募集)

第34条 当法人は、会員又は第三者に対し、一般法人法第131条に規定する基金を引き受け る者の募集をすることができるものとする。

(基金の取扱い)

第35条 基金の募集・割当て・払込み等の手続き、基金の管理及び基金の返還等の取扱いについては、理事会の決議により別に定める基金取扱規程によるものとする。

(基金の返還)

第36条 当法人は、第42条による解散のときまで基金をその拠出者に返還しないものとする。

## 第8章 財産及び会計

(事業年度)

第37条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事業計画及び収支予算)

第38条 当法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第39条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
  - (2) 事業報告の附属明細書
  - (3) 貸借対照表
  - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
  - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
  - (2) 理事及び監事の名簿
  - (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
  - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(剩余金)

第40条 当法人は、剩余金の分配を行うことができない。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第41条 本定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第42条 当法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第43条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、公益社団法人若しくは公益財団法人、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第20号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に帰属するものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第44条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第11章 補足

(委任等)

第45条 本定款に定めるもののほか、当法人の運営に関する必要な事項は、理事会の議決により代表理事が別に定める。

2 本定款に定めのない事項は、全て一般法人法その他の法令によるものとする。

第12章 附則

1 この定款は、当法人の成立の日から施行する。

2 当法人の設立当初の事業年度は、第37条の規定にかかわらず、当法人の成立の日から令和8年3月31日までとする。

3 当法人の設立時社員の氏名又は名称及び住所は次のとおりである。

設立時社員 東京都練馬区早宮一丁目42番20-302号

松本 洋一郎

設立時社員 東京都中央区京橋二丁目2番1号

株式会社明治

設立時社員 東京都千代田区神田司町二丁目9番地

大塚製薬株式会社

4 当法人の設立時役員は次のとおりである。

設立時理事 松本 洋一郎、大森 敏弘、佐藤 真至、松岡 洋充、吉村 裕介、首藤 健治

設立時監事 野村 龍太

以上、一般社団法人ME-BYOグローバル戦略センターを設立するため、設立時社員松本洋一郎、株式会社明治及び大塚製薬株式会社の定款作成代理人である司法書士松田岳史は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名をする。

令和7年8月25日

設立時社員松本洋一郎、株式会社明治及び大塚製薬株式会社

上記設立時社員の定款作成代理人

神奈川県藤沢市朝日町13番地5ルート藤沢903号

司法書士 松田岳史

松田 岳史

電子署名者:松田 岳史  
日付:2025.08.26 11:39:34  
+09'00'

